

高崎市総合地方卸売市場業務規程

昭和54年9月3日制定
平成元年4月1日一部改正
平成9年4月1日一部改正
平成13年1月1日一部改正
平成14年1月1日一部改正
平成18年1月1日一部改正
平成21年4月1日一部改正
令和2年6月21日一部改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、高崎市総合卸売市場株式会社（以下「開設者」という。）が開設する高崎市総合地方卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条第4項に規定する事項及び施設の使用、監督、処分等について定め、市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資することを目的とする。

(市場の名称及び位置)

第2条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 高崎市総合地方卸売市場
- (2) 位 置 高崎市下大類町1258番地

(市場の取扱品目)

第3条 市場の取扱品目は、次に掲げる物品とする。

- (1) 野菜、果実及びこれらの加工品
- (2) 生鮮水産物及びその加工品
- (3) 花き及びこれに関連する資材

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業務の承認)

第4条 市場の卸売業者として、卸売業務を行おうとする者は、別に定めるところにより開設者の承認を受けなければならない。

2. 前項の承認は、取扱品目ごとに行う。

(卸売業者の数)

第5条 卸売業者の数は、取扱品目ごとに次に掲げるとおりとする。

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 野菜、果実及びこれらの加工品 | 1 |
| (2) 生鮮水産物及びその加工品 | 1 |
| (3) 花き及びこれに関連する資材 | 1 |

(事業報告書の作成と閲覧)

第6条 卸売業者は卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52条。以下「法施行規則」という。）第21条第1項で定めるところにより、事業報告書を作成し、開設者に提出するとともに、貸借対照表及び損益計算書について閲覧の申し出があった場合には、法施行規則第21条第4項で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業務の承認)

第7条 市場の仲卸業者として、仲卸の業務（開設者が市場内に設置する店舗において卸売市場で卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし、又は調整して販売する業務をいう。）を行おうとする者は、別に定めるところにより開設者の承認を受けなければならない。

(保証金の預託)

第8条 仲卸業者は、開設者から前条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に保証金を開設者に預託しなければならない。

2 仲卸業者は保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第9条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、別表第7に定める市場使用料月額額の1.2倍に相当する額の範囲内において別に定める。

(保証金の追加預託)

第10条 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増設されたとき、その他保証金に不足を生じたときは、仲卸業者は開設者の指定する期間内に処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 仲卸業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、仲卸の業務を行うことができない。

(保証金の充当)

第11条 開設者は、仲卸業者が使用料その他市場に関して開設者に納付すべき金額の納付を怠ったときは、保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第12条 保証金は、仲卸業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

2 前項の保証金には利息をつけないものとする。

(仲卸業務の承認の取消)

第13条 開設者は、仲卸業者がその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取消することができる。

2 開設者は、仲卸業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取消することができる。

(1) 正当な理由がないのに、第7条の承認の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに、第7条の承認の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに第46条に規定する市場施設の賃貸借契約を締結しないとき、又は市場施設の使用誓約書を提出しないとき。

(4) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(5) 正当な理由がないのにその業務を的確に遂行しないとき。

(仲卸業者の営業の譲渡し及び譲受け並びに合併)

第14条 仲卸業者が営業(市場における仲卸の業務に係るものに限る)の譲渡しをする場合において譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて開設者の承認を受けたときは、譲受人は仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合(仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。)において、当該合併について開設者の承認を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は仲卸業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の承認を受けようとする者は、別に定めるところにより開設者に申請しなければならない。

(名称変更等の届出)

第15条 仲卸業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(1) 仲卸の業務を開始し、休止し又は再開したとき。

(2) 商号又は住所を変更したとき。

(3) 定款又は規約、資本又は出資の額及び役員を変更したとき。

(4) 仲卸の業務を廃止したとき。

2 仲卸業者が解散したときは、当該仲卸業者の清算人は遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(報告書の提出)

第16条 仲卸業者は、毎月の売上高報告を翌月末までに別に定めるところにより開設者に提出しなければならない。

2. 仲卸業者は決算報告書を毎事業年度の末日から起算して90日を経過する日までに、開設者に提出しなければならない。

第3節 売買参加者

(売買参加者の届出)

第17条 卸売業者は、市場において卸売を受ける者(仲卸業者を除く。以下「売買参加者」という。)について、別に定めるところにより開設者に届け出なくてはならない。

(名称変更等の届出)

第18条 卸売業者は、売買参加者が次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称、商号又は住所を変更したとき。
- (2) 法人である場合にあっては、代表者を変更したとき。
- (3) 転業又は廃業し、あるいは長期間休業したとき。
- (4) 卸売業者から正当な理由がなく卸売を受けることがなくなったとき。

第4節 関連事業者

(関連事業者の承認)

第19条 開設者は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実に図り、又は出荷者、売買参加者その他市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗、その他の施設において業務を営むことを承認することができる。

(1) 食料品等の販売業務を行う者、市場の取扱品目等の加工、保管貯蔵、運搬等を行う者その他市場の機能の充実に資する業務を営む者。

(2) 飲食店営業、金融業、その他市場の利用者に便益を提供する業務を営む者。

2 前項の承認を受けて市場内において営業しようとする者は、別に定めるところにより開設者に申請しなければならない。

(承認の取消し)

第20条 開設者は、前条第1項第1号に規定する業務(以下「第1種関連事業」という。)の承認を受けた者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取消すものとする。

2 開設者は、前条第1項第2号に規定する業務(以下「第2種関連事業」という。)の承認を受けた者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しなくなったと認めるときは、

その承認を取消すものとする。

(保証金)

第21条 関連事業者は、第19条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に保証金を開設者に預託しなければならない。

2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、別表第7に定める市場使用料月額¹の1.2倍に相当する額の範囲内において別に定める。

4 第8条から第12条までの規定は、第1項の保証金について準用する。

(準用)

第22条 第13条から第16条までの規定は、関連事業者について準用する。

この場合において、同項中「仲卸業者」とあるのは「関連事業者」と、「仲卸の業務」とあるのは「第1種関連事業又は第2種関連事業」と読替えるものとする。

第3章 卸売市場の業務の方法

第1節 開設者の業務の方法

(差別的取扱いの禁止)

第23条 開設者は、市場の業務の運営に関し、取引参加者（法第4条第4項第2号の規定による卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の結果等の公表)

第24条 開設者は、市場において取り扱う生鮮食料品等について、法施行規則第18条により、主要な品目の卸売数量及び価格その他の事項をインターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならない。

(売買取引の制限)

第25条 開設者は、取引参加者の売買取引について不正又は不当な行為があると認めるとき、当該売買を差し止めることができる。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第26条 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を指示することができる。

第2節 売買取引及び決済の遵守事項

(売買取引の原則)

第27条 取引参加者は、市場における売買取引を公正かつ効率的に行わなくてはならない。

(差別的取扱いの禁止)

第28条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者その他の売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の方法)

第29条 卸売業者は、市場においてに行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる物品 せり売り
- (2) 別表第2に掲げる物品 相対取引
- (3) 別表第3に掲げる物品 せり売り又は相対取引

2 卸売業者は、前項第1号及び第3号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であってせり売りにより卸売をすることが著しく不適當であるときは、相対取引の方法によることができる。

- (1) 災害が発生した場合。
- (2) 入荷が遅延した場合。
- (3) 卸売の相手方が少数である場合。
- (4) せり売りによる卸売により生じた残品の卸売をする場合。
- (5) 卸売業者と買受人との間において、あらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合。
- (6) やむをえない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合。

3 卸売業者は、第1項第2号物品については、次の各号に掲げる場合であって対取引により卸売をすることが著しく不適當であるときは、せり売りの方法によることができる。

- (1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合。
- (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合。

4 卸売業者は、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、別に定めるところにより、当該品目名及び販売方法を卸売場内の見易い場所に提示して、関係者に十分周知しなければならない。

(売買取引条件の公表)

第30条 卸売業者は、法施行規則第20条で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(仕切及び送金)

第31条 卸売業者は、取扱品目の卸売をしたときは委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに売買仕切書及び売買仕切金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を送付しな

なければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、第1項の売買仕切書には当該卸売をした物品の品目、等級、価格（消費税に相当する金額を除く。以下本項において同じ。）、消費税に相当する金額及び数量（委託者の責めに帰すべき理由により第35条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該物品に係る品目、等級、価格、消費税に相当する金額及び数量）を正確に記載しなければならない。

3 第1項の売買仕切金の送付は、現金、小切手、手形、口座振込、口座振替のいずれかの方法によるものとする。

（委託手数料の率の届出）

第32条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料の率を定めるときは、別に定めるところにより、あらかじめその内容を開設者に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も同様とする。

2 委託手数料の率の対象その他必要な事項は、別に定めるものとする。

3 開設者は、第1項の届出を行う卸売業者から、委託手数料の率が経営に与える影響その他必要な事項について報告もしくは資料の提出を求めることができる。

4 卸売業者は、第1項の委託手数料の率を、卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

（売買仕切金の前渡し等）

第33条 卸売業者は、出荷者に対し売買仕切金（消費税額及び地方消費税額を除く。以下本条において同じ。）を前渡ししようとするとき、売買仕切金の支払を担保する保証金を差入れしようとするとき、又は出荷者を誘引するために資金を貸し付けようとするときは、別に定めるところにより、開設者に届け出なければならない。

（出荷奨励金の交付）

第34条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保をはかるため、出荷奨励金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を交付したときは、開設者に届け出なくてはならない。

（買受代金の支払期日及び支払方法）

第35条 買受人は、卸売業者から買受けた物品の買受代金（買受けた額にその消費税額を含む額とする。）を、卸売業者との間で締結した支払契約（以下、「支払契約」という。）に定めた支払方法により、支払期日までに支払わなければならない。

2. 仲卸業者から物品を買い受ける者は、当該買受代金の早期の支払いに努めなければならない。

（卸売代金の変更の禁止）

第36条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、別に定め

るところにより、開設者の指定する検査員が正当な理由があると確認をしたときは、この限りでない。

(完納奨励金の交付)

第37条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、買受人に対して完納奨励金(消費税額及び地方消費税額を含む)を交付することができる。

2 完納奨励金の交付は、卸売業者の財務の健全性を損ない、卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するものであってはならない。

(売買取引の結果等の公表)

第38条 卸売業者は、法施行規則第22条で定めるところにより、取扱品目に属する生鮮食料品等に関する事項について、開設者が別に定める時までインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第3節 その他の遵守事項

(受託拒否の禁止)

第39条 卸売業者は、その承認に係る取扱品目について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受を拒んではならない。

(せり人の届出)

第40条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、別に定めるところにより、当該卸売業者がせり人として開設者に届け出た者でなければならない。

2 せり人は卸売のせりに従事するときは、開設者から貸与されたせり人章を着用しなくてはならない。

(販売前における受託物品の検収)

第41条 卸売業者は、市場内で卸売をするための受託物品の受領に当たっては、検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級又は品質等について異状を認めるときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に附記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立会っていて、その了承を得られたときは、この限りではない。

(卸売物品の売買参加者の明示及び引取り)

第42条 卸売業者は、市場内で卸売をした物品について、その物品を買受けた売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。

2 売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品をすみやかに引取らなければならない。

3 卸売業者は、売買参加者が引取りを怠ったと認められるときは、売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告しないで他の物に卸売することができる。

4 卸売業者は、前項後段の規定により催告しないで、他の者に卸売をした場合において、その

卸売価格が前項の売買参加者に対する卸売価格より低いときはその差額をその売買参加者に請求することができる。

（物品の品質管理の方法）

第43条 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品衛生に関する法令に即して、卸売市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

（品質管理の講習）

第44条 開設者は、市場関係事業者を対象とする品質管理の高度化を図るための講習会等を定期的に開催し、食品衛生思想の普及と向上を図らなくてはならない。

第4章 市場施設の使用

（施設の使用指定等）

第45条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地、建物、その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間、その他の使用条件は 開設者が指定する。

2 開設者は市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。

3 前項の許可を受けた者（一時使用の許可を受けた者を除く。）は許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を開設者に預託しなければならない。

4 前項の保証金の額は別表第7に定める使用料月額額の1.2倍に相当する額の範囲内において別に定める。

5 第8条から第12条までの規定は、第3項の保証金について準用する。

（賃貸借契約の締結等）

第46条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は別に定めるところにより遅滞なく開設者と市場施設の賃貸借契約を締結しなければならない。ただし、開設者は一時使用その他必要がないと認めるときは、使用者は別に定めるところにより、市場施設の使用誓約書を提出しなければならない。

2 この業務規程に定めるもののほか、市場施設の使用に係る賃貸借について必要な事項は、市場施設の賃貸借契約書の定めるところによる。

（用途変更、転貸等の禁止）

第47条 使用者は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部又は一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、開設者の承認を受けた場合はこの限りでない。

(原状変更の禁止)

第48条 使用者は、開設者の承認を受けずに、市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

2 使用者が開設者の承認を受けて市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、使用者は、開設者の指示に従い返還の際、原状に回復し、又はこれに代わる費用を弁償しなければならない。

(返 還)

第49条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務承認の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は開設者の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、開設者の承認を受けた場合はこの限りでない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第50条 開設者は市場施設について業務の指導、災害の予防、その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を指示することができる。

(補修弁償)

第51条 故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者は、その補修をし、又はこれに代わる費用を弁償しなければならない。

(使用料等)

第52条 市場使用料(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)は月単位で徴収するものとし、その額は別表第7の金額の範囲内において別に定める。

2 市場において使用する電気、水道、ガス等の費用で開設者の指定するものは使用者の負担とする。

3 使用者は、その使用の有無にかかわらず使用料を支払わなければならない。

4 前各号に定めるもののほか、使用料等について必要な事項は別に定める。

(使用料の減免)

第53条 開設者は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により市場施設を使用できないとき。

(2) 使用者が国又は公共団体であるとき。

(3) その他開設者が特別な理由があると認めるとき。

第5章 監 督

(報告及び検査)

第54条 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を指導するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対し、その業務に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に取引参加者の事務所、その他業務を行う場所に立ち入り、その業務状況、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（改善措置）

第55条 開設者は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し当該卸売業者の業務若しくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を指示し、又は当該卸売業者が支配関係を持っている法人の業務若しくは会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者以外の取引参加者に対しても当該業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を指示することができる。

（業務の停止等）

第56条 開設者は、取引参加者がこの業務規程又はこれに基づく処分に違反した場合は、6月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を指示することができる。

2 取引参加者について、法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業員がその法人の業務に関し、この業務規程又はこれに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その取引参加者に対しても前項の規定を適用する。

第6章 市場運営協議会

（設 置）

第57条 市場の業務の運営及び売買取引に関し必要な事項を調査審議するため高崎市総合地方卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員若干人をもって組織する。

3 委員は、生鮮食料品等の生産、流通及び消費に関し学識経験のある者、卸売業者、仲卸業者、売買取引参加者その他の利害関係者のうちから開設者が委嘱する。

4 協議会は、この業務規程の変更及び市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に意見を述べることができる。

5 前各号に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は別に定める。

第7章 雑 則

(無許可営業の禁止)

第58条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの承認を受けた業務を行う場合及び開設者が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 開設者は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を指示することができる。

(市場への出入等に対する指示)

第59条 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、開設者の指示に従わなければならない。

2 開設者は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第60条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 開設者は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(清潔の保持等)

第61条 使用者は、常に市場施設を清掃し、その清潔な環境の保持に努めなければならない。

2 市場へ入場する者は、再生して利用するための施設に搬入する発泡スチロール、ダンボール、魚腸骨を除くゴミその他の廃棄物を市場へ持ち込んで서는ならない。

3 開設者は、市場の清潔な環境の保持を図るため必要があると認めるときは、使用者に対し必要な措置を指示することができる。

(事業活動に伴う自然環境への負荷低減)

第62条 開設者及び市場関係事業者は、市場内の事業活動に伴う排出ガスの抑制等を進め、自然環境への負荷低減に努めなくてはならない。

(許可等の制限又は条件)

第63条 この業務規程による許可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

(委 任)

第64条 この業務規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この業務規程の施行期日は、別に定める。

(経過の措置)

2. この業務規程施行前になされた手続き、その他の行為は、この業務規程の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1. この業務規程は昭和56年8月1日から施行する。ただし第13条の改正規定第13条の次に4条を加える改正規定及び第65条第6項の改正規定は昭和57年4月1日から施行する。

(経過規定)

2. この業務規程の施行の際、現に部類別にせり人章の交付を受けている者で、改正後の高崎市総合地方卸売市場業務規程（以下「改正後の業務規程」という。）第13条第2項の規定により、せり人の登録を受けようとする者については、改正後の業務規程第13条第5項に規定する当初の試験を免除する。

附 則

(施行期日)

1. この業務規程は平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この業務規程は平成13年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この業務規程は平成14年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この業務規程は平成18年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この業務規程は平成21年4月1日から施行する。

2. 改正後の業務規程第56条による委託手数料の率の届出のために必要な手続きその他の行為は、この規程の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1. この業務規程は令和2年6月21日から施行する。

(経過規定)

1. 改正前の卸売市場法及び群馬県卸売市場条例に基づいて卸売業務の許可を受けた者にあつては、第4条第1項の承認を受けたものとみなす。

2. 改正前の業務規程に基づいて仲卸業務の許可を受けた者にあつては、第7条の承認を受けたものとみなす。

3. 改正前の業務規程に基づいて売買参加者の承認を受けた者にあつては、第17条の届け出があったものとみなす。

4. 改正前の業務規程に基づいて関連事業者の許可を受けた者にあつては、第19条の承認をう

けたものとみなす。

5. 改正前の業務規程に基づいてせり人の登録を受けた者にあつては、第40条の届け出があつたものとみなす。

別表第1（第29条第1項第1号関係）

部 類	品 目
青 果	地場産山菜類、干しだいこん
水産物	まぐろ類、かじき類
花 き	地場産切花、地場産鉢物

別表第2（第29条第1項第2号関係）

部 類	品 目
青 果	1号を除く近郷野菜及び果実
水産物	該当なし
花 き	1号及び3号以外の物品

別表第3（第29条第1項第3号関係）

部 類	品 目
青 果	1号及び2号以外の物品
水産物	1号以外の物品
花 き	冠婚葬祭等に限られた特殊な用途に供される切花及び鉢物

別表第7（第21条第3項、第45条第4項、第52条第1項関係）

種 別		金 額	
卸売業者市場使用料	青 果 部	建物一式	月額 8,000,000 円
	水 産 物 部	建物一式	月額 3,500,000 円
	花 き 部	建物一式	月額 1,600,000 円
仲卸業者市場使用料	仲 卸 売 場	1 平方メートルにつき	月額 3,000 円
関連事業者市場使用料	関連売場	甲	1 平方メートルにつき 月額 4,000 円
		乙	1 平方メートルにつき 月額 3,800 円
	食堂施設	1 平方メートルにつき	月額 3,800 円
	金融施設	1 平方メートルにつき	月額 3,800 円
	その他の施設	1 平方メートルにつき	月額 2,000 円
関係事業者事務所（事務所に附帯する専用施設を含む）使用料	仲卸業者事務所	1 平方メートルにつき	月額 2,000 円
	その他団体事務所	1 平方メートルにつき	月額 2,000 円
会議室使用料	大会議室	1 時間につき	1,500 円
	中会議室	1 時間につき	700 円
	小会議室	1 時間につき	500 円
倉 庫 使 用 料		1 平方メートルにつき	月額 750 円
冷 蔵 庫 使 用 料		建物一式	月額 1,800,000 円
温 室 倉 庫 使 用 料		建物一式	月額 100,000 円
プレハブ冷蔵庫使用料		SF 級 1 平方メートルにつき	月額 5,000 円
		F 級 1 平方メートルにつき	月額 4,000 円
駐 車 場 使 用 料		自動車 1 台につき	月額 3,000 円
		又は 1 平方メートルにつき	1 時間 150 円
そ の 他 の 施 設 設 備 使 用 料		その都度定める額	

(注)

1. 卸売業者市場使用料の項の建物一式とは、卸売場施設、買荷保管積込所施設、冷蔵庫施設、バナナ発酵所施設、保冷库施設、倉庫施設、水産加工所施設、事務施設（事務室、社長室、応接室、書庫、更衣室、休憩室、電気計算機室、荷受事務所等）及びその他の施設（それぞれの施設に附帯する設備を含む。）で、それぞれの卸売業者が専ら使用するものとして第45条第1項の規定により開設者が指定した施設をいう。
2. 関連事業者店舗使用料の関連商品売場の項中「甲」とは角店を、「乙」とは甲以外の店をいう。
3. 倉庫使用料は、バナナ発酵所及び花き卸売場に隣接する倉庫は除くものとする。
4. 駐車場使用料の対象となる駐車場は、開設者の指定した場所とする。
5. 施設を他の目的に使用する場合の使用料は、それぞれの目的に応じた種別の金額とする。
6. 別表第7に定める金額の他、消費税相当額（使用料の合計に100分の10を乗じて得た額）を別途に徴収するものとする。